

開催日時

2023年12月26日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

大阪市北区茶屋町19番19号
アプローズタワー13階 会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

第45回 定時株主総会 招集ご通知

証券コード 3187
2023年12月11日

株 主 各 位

大阪市北区茶屋町19番19号
株式会社サンワカンパニー
代表取締役社長 山 根 太 郎

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



【当社ウェブサイト】 <http://info.sanwacompany.co.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「サンワカンパニー」又は「コード」に当社証券コード「3187」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年12月25日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。また、議決権行使書用紙において、議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成のご表示があったものとしてお取り扱いいたします。

敬 具

記

1. 日 時 2023年12月26日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪市北区茶屋町19番19号
アプローズタワー13階 会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
1. 第45期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第45期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載いたします。

◎会社法改正により、電子提供措置事項について前項記載の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

①事業報告の「財産及び損益の状況」「主要な事業内容」「主要な営業所等」「使用人の状況」「主要な借入先の状況」「その他企業集団の現況に関する重要な事項」「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該事項は、監査役が監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれており、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

2024年に創業45周年の節目を迎える当社は、当社が思い描く未来の実現に向けた決意の象徴として、「株式会社サンワカンパニー」から新商号「株式会社ミラタップ」に変更すべく、現行定款第1条（商号）を変更するものであります。

なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設け2024年10月1日とし、効力発生日経過後これを削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は、株式会社サンワカンパニーと称し、英文では <u>sanwacompany ltd.</u> と表示する。 (新 設)	第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は、株式会社ミラタップと称し、英文では <u>miratap inc.</u> と表示する。 附 則 <u>(商号変更の効力発生)</u> <u>定款第1条（商号）の変更は、2024年10月1日に効力を生じるものとする。なお、本附則は、定款第1条の変更の効力発生日経過後これを削除する。</u>

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	山 根 太 郎 (1983年7月15日)	2008年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2014年4月 当社入社 商品部長 2014年6月 当社代表取締役社長(現任) 2021年12月 株式会社グッドニュース社外取締役 (現任)	1,687,400株
2	津 崎 宏 一 (1975年3月18日)	1998年4月 株式会社仲間(現：株式会社安藤・ 間) 入社 2003年1月 株式会社ユーエスシー(現：株式会社 レスターホールディングス)入社 2016年10月 当社入社 管理部長兼経営企画部長兼 人事部長 2016年12月 当社取締役管理部長兼経営企画部長兼 人事部長 2017年11月 当社取締役副社長拠点事業部長兼管理 部長 2019年11月 当社取締役副社長拠点事業部長 2022年2月 当社取締役副社長拠点事業部長兼マー ケティング部長 2022年5月 株式会社ベストブライツ取締役会長 (現任) 2023年10月 当社取締役副社長マーケティング部長 (現任)	903,900株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式数
3	こ す が ま さ のぶ 小 菅 正 伸 (1956年1月20日)	1993年4月 関西学院大学商学部教授(現任) 1996年4月 同大学大学院商学研究科博士課程前期 課程指導教授 1999年4月 同大学大学院商学研究科博士課程後期 課程指導教授 2005年4月 同大学大学院経営戦略研究科会計専門 職専攻教授 2007年4月 同大学入試部長 2010年4月 同大学商学部長 2012年3月 株式会社竹中工務店社外監査役 (現任) 2014年4月 関西学院大学副学長 同大学教務機構長 学校法人関西学院常任理事 2015年12月 当社社外取締役(現任) 2019年7月 学校法人賢明学院理事	28,500株
4	で ぐ ち はる あき 出 口 治 明 (1948年4月18日) 【新任】	1972年4月 日本生命保険相互会社入社 1992年4月 同社ロンドン現地法人社長 1995年4月 同社国際業務部長 2006年10月 ネットライフ企画株式会社 (現：ライフネット生命保険株式会 社) 設立 代表取締役社長 2013年6月 同社会長 2017年7月 当社顧問 2017年12月 当社社外取締役 株式会社グローバルグループ (現：株 式 会 社 グ ロ ー バ ル キ ュ ー COMPANY) 社外取締役(現任) 2018年1月 立命館アジア太平洋大学学長 (現任) 学校法人立命館副総長・理事 (現任)	19,400株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	たから べ ゆ き 財 部 友 希 (戸籍上の氏名 畷田友希) (1970年7月6日) 【新任】	1998年5月 ケンコーコム株式会社入社 2001年6月 ビーウィズ株式会社入社 2004年9月 株式会社COOTY設立 代表取締役 2006年5月 イケア・ジャパン株式会社入社 2011年10月 アクセンチュア株式会社入社 2012年2月 株式会社Catch設立 代表取締役 2014年1月 株式会社グラッドキューブ取締役 2023年3月 同社専務取締役(現任)	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小菅正伸氏、出口治明氏及び財部友希氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は小菅正伸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、出口治明氏及び財部友希氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。
3. (1) 小菅正伸氏は、会計学を研究する大学教授としての長年にわたる豊富な知識と幅広い見識を有されており、その専門的知識と見識に基づき当社の監督機能の強化や、有益な助言をいただけることを期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
- (2) 出口治明氏は、業界は異なりますが、生命保険業界において、当社と同じインターネット通信販売のビジネスに関われ、また、現在は立命館アジア太平洋大学の学長及び学校法人立命館の副総長・理事として活躍されており、経営に関する豊富な経験と知見に基づいた適切な助言をいただくことにより、当社の経営体制が強化できるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお同氏は2017年12月から2021年6月まで当社社外取締役を務めておりました。
- (3) 財部友希氏は、自身での起業を含め、ベンチャー企業から大手企業まで多様な業界において企業成長の役割を担ってこられ、ジェネラリストとして組織基盤の強化、既存事業の拡大や新規事業の推進、ブランディング強化などにおいて実績を残されており、多角的な意見や助言をいただくことにより、当社の戦略策定の強化や組織効率化が図れることを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 小菅正伸氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、8年であります。
5. 出口治明氏は、2023年12月31日をもって立命館アジア太平洋大学学長及び学校法人立命館副総長・理事を退任される予定であります。
6. 当社は、小菅正伸氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠

償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、出口治明氏及び財部友希氏の選任が承認された場合には、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約を任期途中で同内容で更新することを予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役坂本泰典氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
さかもと やすのり 坂本 泰典 (1956年1月31日)	1979年4月 日立運輸東京モノレール株式会社 (現：ロジスティード株式会社) 入社 1992年8月 同社子会社監査役 2010年4月 株式会社日立物流 (現：ロジスティード株式会社) 執行役 2013年6月 日新運輸株式会社代表取締役 2020年4月 当社常勤監査役 (現任)	10,700株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 坂本泰典氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 坂本泰典氏は、事業会社での経営者及び監査役としての経験並びに、経理財務、総務人事及び企画分野における豊富な経験、見識を有しており、経営全般に対し適切な監督を行っていただけると判断し、選任をお願いするものであります。
4. 坂本泰典氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年8カ月であります。
5. 当社は、坂本泰典氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。坂本泰典氏が監査役に選任され就任した場合は、引き続き、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約を任期途中で同内容で更新することを予定しております。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会がRSM清和監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、現任会計監査人の在任期間が18年と長期にわたっており、新たな視点での監査及び機動的な監査が期待できることに加え、会計監査人として要求される専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2023年9月30日現在)

名 称	RSM清和監査法人		
事 務 所	主たる事務所	東京事務所（東京都千代田区飯田橋1-3-2 曙杉館4階）	
	その他の事務所	神戸事務所（兵庫県神戸市中央区海岸通8 神港ビルヂング1階）	
沿 革	2004年3月	設立	
	2010年5月	RSM Internationalと業務提携	
概 要	資本金	37百万円	
	構成人員	社員（公認会計士）	18名
		職員（公認会計士）	55名
		（会計士補）	16名
		（その他の職員）	32名
		合 計	121名
	関与会社	132社	

以 上

事業報告

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「2類相当」から「5類」へ移行したことに伴い、個人消費やインバウンド需要が回復し、経済活動は正常に戻りつつあり、景気は緩やかな回復傾向が見られました。しかしながら、長期化するウクライナ情勢や円安等による原油・原材料価格等の高騰、世界的な金融引き締め等による景気の下振れリスクが懸念され、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

住宅市場は、国内の新設住宅着工戸数が減少傾向にある中、金融政策の変更による金利上昇リスク、資材価格や人件費の上昇を原因とする建築コストの増加など、引き続き経営環境への影響を注視する必要があります。

このような状況の中、当社グループは当連結会計年度を成長加速期の2期目として、積極的な投資を行い、長期ビジョン達成に向けた道筋を作ることを目指し、国内事業の収益基盤強化、海外事業の成長拡大、新事業の創造に取り組みました。

なお、連結子会社である株式会社ベストブライトについて、外部環境の変化等を踏まえ、今後の計画を見直した結果、当初想定されていた収益が見込めなくなったため、同社に係るのれんの減損損失として166百万円を特別損失に計上しております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高15,495百万円（前期比16.9%増）、営業利益1,052百万円（前期比10.2%増）、経常利益1,038百万円（前期比10.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益525百万円（前期比13.4%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。なお、各事業セグメントの売上高には、事業セグメント間の内部売上高又は振替高を含んでおります。

イ. 住設・建材EC事業

国内におきましては、継続購入促進策の実施により既存顧客の購入金額が増加したことに加え、市況影響による段階的な値上げやクロスセルの促進による購入単価の上昇などにより、売上高は過去最高となりました。急激な為替の変動や資材価格の高騰はありましたが、取引先との仕入価格交渉や既存商品の価格改定により粗利率は一定の水準を保つことができました。主力の洗面カテゴリでは、前期に発売した当社らしいミニマルデザインのミラーボ

ックスや、スタイリッシュなフロートタイプの洗面台の売上が非常に好調なほか、建具、エクステリア、収納といったカテゴリも大きく売上を伸ばし、新たな収益の柱となりつつあります。

海外におきましては、中国での強いコロナ規制により数ヶ月ビジネスが滞った影響もありましたが、インドネシアでは現地の日系企業と連携し、同社に運営・管理を委託する形でショールームを開設するなど、海外市場開拓へ向けて新たな取り組みを実施いたしました。

以上の結果、売上高14,106百万円（前期比10.3%増）、セグメント利益1,680百万円（前期比12.2%増）となりました。

□. 住宅事業

住宅事業におきましては、市場の冷え込みの影響を受け住宅販売が振るわなかったことに加え、資材価格高騰による影響を吸収しきれず、売上、利益ともに計画を大幅に下回る結果となりました。建売住宅では他社との差別化を図るため、サンワカンパニーの人気商品を採用したグループコラボレーションハウス《Bright Lazo》を開発するなど、今後は売上及び利益の拡大に向け、巻き返しを図ってまいります。

一方、加盟工務店と一体となって自由設計でデザイン性の高い住宅設計を可能としていくサービス《ASOLIE》では、新規加盟工務店が順調に増加し、加盟工務店が当社の提供するデザインコードを利用して建築したASOLIEの家が完成したほか、加盟工務店へ向けた住設・建材の売上も増加しております。

なお、2022年5月に連結子会社化した株式会社ベストブライトの売上高が当連結会計年度では通年で住宅事業に計上されたことが売上高の増加の主な要因となっております。

以上の結果、売上高1,403百万円（前期比200.1%増）、セグメント損失55百万円（前期はセグメント損失37百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は252百万円で、その主なものはショールームの開設（164百万円）であります。

③ 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を取引銀行8行と締結しております。

なお、当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高は2,464百万円でありま

す。

(2) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ベストブライト	30,000千円	100%	建売住宅事業、注文住宅事業

(3) 対処すべき課題

ウクライナ情勢の長期化、原材料価格・原油価格の高騰、急激な円安による為替相場の変動など、景気の先行きは極めて不透明な状況が続いておりますが、当社グループの事業領域と関連の高いEC市場におきましては、コロナ禍以降に利用が拡大し、巣ごもり需要の一服感はあるものの、今後もECの需要は衰えないことが予想されます。

また、建築業界内における競争の激化は続くと思われるものの、当社グループの事業規模に比してこの業界の市場規模は巨大であり、その中において当社グループはまだまだ認知されているとはいえない存在であることから、収益獲得の余地は大いにあると考えております。

このような状況の中、当社グループは以下のような課題に継続的に取り組むことで、収益の拡大を推進したいと考えております。

① オリジナル商品の拡充

当社グループは住宅設備機器・建築資材をはじめとした住空間にまつわる商品を幅広く豊富に取り揃えており、売上高の約8割がオリジナル商品（自社開発商品と国内で独占的に販売できる海外輸入商品）です。このオリジナル商品を更に充実させることでお客様の商品選択の自由度を高めてまいります。デザインコンセプトは「ミニマリズム」で、そのシンプルで洗練された美しいデザインを極めると同時に、デザイン力や商品力によりブランド価値を向上させるべく世界的な工業賞に積極的に応募してまいります。また、国内調達商品においては意匠的に独創性の高い商品を投入し、更には、家具や照明、デザイン家電、ペット用品といった周辺領域へも商品ラインナップを拡充して、お客様のライフスタイルに合わせた住空間のコーディネートを当社グループがトータルにプロデュースできる品揃えを目指してまいります。

② 海外展開の推進

当社グループの事業規模に対して市場規模は巨大といえますが、日本国内における住宅着工

件数が下がっていく中、国内のみの事業ではいずれかの時期に成長の鈍化・停滞が起これと考
えております。そのためオリジナリティと適正価格を併せ持つ自社開発商品の強みを生かし、
進出国によってスキームを変え、各国の状況に最も適した方法で販売の基盤を作り、売上の拡
大を目指してまいります。

③ 価格競争力の追求

インターネット通信販売の強みを生かして、既存の商流、流通を經由しないことによって獲
得できる価格競争力を今後も維持したいと考えております。また、調達価格低減のため、単一
の商品を複数の仕入先で生産できるようにするなど、常にコストダウンや適正な在庫量を意識
して業務を推進してまいります。

④ 周辺サービスの拡充

当社グループは、住宅設備機器及び建築資材を網羅的に取り扱っておりますが、お客様から
は商品販売にとどまらない設計や施工まで含めたサービスに対するご要望があります。この状
況に対し、子会社による施工の実施や、全国の施工業者ネットワークを利用した工事会社紹介
サービスの実施により、適正かつ透明性の高い価格での周辺サービスの充実に努めてまいりま
す。

⑤ 知名度の向上

当社グループは現在、東京、大阪、仙台、名古屋、福岡といった主要都市にショールームを
設置しているほか、札幌、横浜には完全無人のスマートショールーム®が、また、九州各地に
は住宅事業の拠点があります。これらショールームと拠点を通じて、お客様との接点を増やし
てまいると同時に、潜在顧客に対してはコンテンツマーケティングやSNSマーケティングを通
じてブランド認知を高め、既存顧客に対してはカタログ送付やメルマガ配信によりリピート率
の向上とロイヤルカスタマーの育成を図ってまいります。

⑥ 組織体制の強化

当社グループは、比較的小規模な組織で運営されており、内部管理体制もこれに応じたもの
となっておりますが、今後、事業の拡大に応じて必要になる人員を適時に補充し、内部管理体
制の一層の充実を図ってまいります。また、社内研修制度など育成面の充実を図り、従業員一
人ひとりの能力を十分に活かすための取り組みを推進すると同時に、必要に応じて外部（社
外）有識者による助言を受けるなど、経営基盤の強化及び商品企画・開発・品質と商品販売体
制の更なる強化を図ってまいります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 48,000,000株
- ② 発行済株式の総数 18,312,575株 (自己株式869,025株を除く)
- ③ 株主数 4,100名 (前期末比1,253名増)
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山 根 良 太	2,060,000株	11.2%
山 根 ア セ ッ ト 株 式 会 社	1,700,000株	9.3%
株 式 会 社 ジ ェ イ ア ン ド エ ル デ ザ イ ン	1,700,000株	9.3%
山 根 太 郎	1,687,400株	9.2%
THE BANK OF NEW YORK M E L L O N 140040	987,500株	5.4%
津 崎 宏 一	903,900株	4.9%
渡 辺 パ イ プ 株 式 会 社	799,346株	4.4%
鈴 木 尚	770,200株	4.2%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	767,200株	4.2%
B N Y G C M C L I E N T A C C O U N T J P R D A C I S G (F E - A C)	633,097株	3.5%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (社外取締役を除く)	10,600株	2名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「(2) 会社役員の場合④ 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、2023年5月15日開催の取締役会の決議に基づき、250,000株の自己株式を取得いたしました。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年9月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山根太郎	株式会社グッドニュース 社外取締役
取締役副社長	津崎宏一	拠点事業部長兼マーケティング部長 株式会社ベストブライト 取締役会長
取締役	小菅正伸	株式会社竹中工務店 社外監査役
取締役	白河桃子	作家 ジャーナリスト 相模女子大学大学院 特任教授 昭和女子大学 客員教授 株式会社ジョイフル本田 社外取締役 大和アセットマネジメント株式会社 社外取締役 住友生命保険相互会社 社外取締役
常勤監査役	坂本泰典	
監査役	服部景子	公認会計士 服部景子公認会計士事務所 代表 株式会社ツクルバ 常勤監査役 株式会社サニーサイドアップグループ 社外取締役 株式会社FastBeauty 社外監査役
監査役	三村雅一	弁護士 弁護士法人S & W国際法律事務所 マネージング パートナー 株式会社S & W 取締役

- (注) 1. 取締役小菅正伸及び白河桃子の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役坂本泰典、服部景子及び三村雅一の各氏は、社外監査役であります。
3. 監査役服部景子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動
- (1) 社外取締役小菅正伸氏は、2023年3月31日付で関西学院大学副学長及び学校法人関西学院常任理事を、2023年6月30日付で学校法人賢明学院理事を退任いたしました。
- (2) 社外監査役服部景子氏は、2023年8月1日付で株式会社FastBeauty社外監査役に、2023年9月26日付で株式会社サニーサイドアップグループ社外取締役に就任いたしました。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役小菅正伸及び白河桃子並びに社外監査役坂本泰典、服部景子及び三村雅一の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含む）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象としないこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の決定方針は次のとおりです。

1. 基本方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を牽引する優秀な経営人材を保持・獲得するため、競争力のある報酬水準を設定し、各取締役の報酬等の額は当社の経営成績や経営内容及び個人の責任や実績を考慮して決定することを基本方針とする。取締役の報酬等は、金銭報酬と非金銭報酬等で構成することとし、社外取締役の報酬等は原則、金銭報酬（固定報酬）のみとする。

2. 金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の金銭報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（社外取締役を除く）の非金銭報酬等は、事前交付型の譲渡制限付株式とし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として付与する。取締役（社外取締役を除く）に付与する譲渡制限付株式の内容は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

4. 金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社と同程度の事業規模を持つ企業や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を参考に、報酬等の種類ごとの比率は、企業価値の継続的向上に対するインセンティブ付与としての非金銭報酬等の活用を重視し、非金銭報酬等の上限が全体の8割程度となる範囲で決定する。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の報酬等の額に関する事項全てとする。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		金銭報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	235,200 (8,754)	131,031 (8,280)	－ (－)	104,169 (474)	4 (2)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	9,600 (9,600)	9,600 (9,600)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	244,800 (18,354)	140,631 (17,880)	－ (－)	104,169 (474)	7 (5)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「(1) 株式の状況⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

3. 取締役の金銭報酬の額は、2017年12月27日開催の第39回定時株主総会において年額500,000千円以内（うち、社外取締役分は年額200,000千円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。また、金銭報酬とは別枠で、同株主総会において、取締役に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額として年額500,000千円以内（うち、社外取締役分は年額200,000千円以内）、これにより発行又は処分される当社株式の総数を年1,500千株以内（うち、社外取締役分は年600千株以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は2名）です。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2017年12月27日開催の第39回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
5. 取締役会は、代表取締役社長山根太郎氏に対し、各取締役の報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役小菅正伸氏は2023年3月31日まで関西学院大学副学長及び学校法人関西学院常任理事を、2023年6月30日まで学校法人賢明学院理事を兼務しておりました。また、株式会社竹中工務店社外監査役を兼務しておりますが、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役白河桃子氏は相模女子大学大学院特任教授、昭和女子大学客員教授、株式会社ジョイフル本田社外取締役、大和アセットマネジメント株式会社社外取締役及び住友生命保険相互会社社外取締役を兼務しており、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役服部景子氏は服部景子公認会計士事務所代表、株式会社ツクルバ常勤監査役、株式会社サニーサイドアップグループ社外取締役及び株式会社FastBeauty社外監査役を兼務しており、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役三村雅一氏は弁護士法人S & W国際法律事務所マネージングパートナー、株式会社S & W取締役を兼務しており、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	小 菅 正 伸	当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に出席いたしました。社外取締役に就任以降、会計学を研究する大学教授である専門的な知見に基づき、独立した立場から会計分野及び経営全般に対して助言・提言するなど当社の監督機能強化に寄与し、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
	白 河 桃 子	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。作家、ジャーナリストとして女性活躍、ダイバーシティといった働き方に関する豊富な知識に基づいて、議案・審議について幅広い観点から積極的な発言を行っており、特に当社の人事制度や組織運営に関する助言・提言を行っております。
社外監査役	坂 本 泰 典	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。経営者及び監査役としての経験並びに、経理財務、総務人事及び企画分野における豊富な経験、見識を有しており、経営全般の監督に関する助言・提言を行っております。
	服 部 景 子	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。公認会計士である専門的見地から、計算書類等の適法性・妥当性に関する助言・提言を行っております。
	三 村 雅 一	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士である専門的見地から、コンプライアンス、内部統制に関する助言・提言を行っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けており、業績の進展等を勘案しながら利益還元に努めることを基本方針としております。また、内部留保資金につきましては、財務体質の強化と今後の事業展開に備え確保し、将来にわたる株主利益の向上に努めていく所存であります。

なお、当社は、会社法第459条第1項に基づき、9月30日及び3月31日を基準日として、取締役会の決議により剰余金の配当を実施することができる旨を定款に定めております。株主の皆様への利益還元と内部留保のバランスを総合的に判断し、業績と市場動向に応じた柔軟な対応を行っていく所存であり、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき10円とさせていただきます。

~~~~~  
本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

## 連結貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>6,356,744</b> | <b>流動負債</b>    | <b>5,143,382</b> |
| 現金及び預金          | 2,358,971        | 買掛金            | 1,028,684        |
| 売掛金             | 966,337          | 前受金            | 326,641          |
| 棚卸資産            | 2,844,672        | 短期借入金          | 2,631,400        |
| その他             | 207,966          | 1年内返済予定の長期借入金  | 171,188          |
| 貸倒引当金           | △21,203          | 未払法人税等         | 274,102          |
| <b>固定資産</b>     | <b>2,745,902</b> | 契約負債           | 26,337           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>1,195,730</b> | 賞与引当金          | 151,724          |
| 建物及び構築物         | 993,323          | その他            | 533,303          |
| 土地              | 93,309           | <b>固定負債</b>    | <b>905,536</b>   |
| 建設仮勘定           | 26,380           | 長期借入金          | 545,116          |
| その他             | 82,716           | 資産除去債務         | 354,010          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>81,646</b>    | その他            | 6,410            |
| その他             | 81,646           | <b>負債合計</b>    | <b>6,048,919</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,468,525</b> | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| 投資有価証券          | 300,877          | <b>株主資本</b>    | <b>2,956,967</b> |
| 関係会社株式          | 905              | 資本金            | 805,481          |
| 関係会社長期貸付金       | 133,000          | 資本剰余金          | 755,481          |
| 長期前払費用          | 599,520          | 利益剰余金          | 1,770,499        |
| 差入保証金           | 456,428          | 自己株式           | △374,494         |
| 繰延税金資産          | 90,432           | その他の包括利益累計額    | 16,248           |
| その他             | 20,359           | その他有価証券評価差額金   | 16,248           |
| 貸倒引当金           | △133,000         | <b>新株予約権</b>   | <b>80,511</b>    |
| <b>資産合計</b>     | <b>9,102,647</b> | <b>純資産合計</b>   | <b>3,053,727</b> |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>9,102,647</b> |

## 連結損益計算書

( 2022年10月 1 日から  
2023年 9 月30日まで )

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額        |
|-----------------|------------|
| 売上高             | 15,495,845 |
| 売上原価            | 9,958,581  |
| 売上総利益           | 5,537,264  |
| 販売費及び一般管理費      | 4,484,505  |
| 営業利益            | 1,052,758  |
| 営業外収益           |            |
| 受取利息及び配当金       | 17         |
| 受取保険金           | 3,059      |
| 投資事業組合運用益       | 10,751     |
| その他             | 5,697      |
| 営業外費用           |            |
| 支払利息            | 19,853     |
| 支払手数料           | 6,182      |
| 和解金             | 5,539      |
| その他             | 2,584      |
| 経常利益            | 1,038,125  |
| 特別利益            |            |
| 固定資産売却益         | 6,022      |
| 特別損失            |            |
| 減損損失            | 172,090    |
| 固定資産除却損         | 551        |
| 税金等調整前当期純利益     | 871,506    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 387,162    |
| 法人税等調整額         | △40,666    |
| 当期純利益           | 525,011    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | -          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 525,011    |

# 貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>4,341,898</b> | <b>流動負債</b>    | <b>4,520,867</b> |
| 現金及び預金          | 1,243,702        | 買掛金            | 972,873          |
| 売掛金             | 899,549          | 短期借入金          | 2,150,000        |
| 棚卸資産            | 2,006,030        | 1年内返済予定の長期借入金  | 107,492          |
| その他             | 192,616          | 未払金            | 240,255          |
| <b>固定資産</b>     | <b>3,735,590</b> | 未払費用           | 120,504          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>1,161,123</b> | 未払法人税等         | 273,542          |
| 建物              | 980,715          | 未払消費税等         | 122,897          |
| 工具、器具及び備品       | 82,716           | 前受金            | 325,741          |
| 土地              | 71,309           | 賞与引当金          | 149,734          |
| 建設仮勘定           | 26,380           | 契約負債           | 26,337           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>81,646</b>    | その他            | 31,488           |
| 特許権             | 1,112            | <b>固定負債</b>    | <b>507,612</b>   |
| 商標権             | 8,266            | 長期借入金          | 149,352          |
| 意匠権             | 3,657            | 資産除去債務         | 354,010          |
| ソフトウェア          | 68,609           | 長期預り保証金        | 4,250            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,492,820</b> | <b>負債合計</b>    | <b>5,028,480</b> |
| 投資有価証券          | 300,817          | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| 関係会社株式          | 905              | 株主資本           | 2,952,248        |
| 関係会社長期貸付金       | 1,283,000        | 資本金            | 805,481          |
| 長期前払費用          | 598,569          | 資本剰余金          | 755,481          |
| 差入保証金           | 455,474          | 資本準備金          | 755,481          |
| 繰延税金資産          | 91,477           | 利益剰余金          | 1,765,780        |
| その他             | 20,319           | その他利益剰余金       | 1,765,780        |
| 貸倒引当金           | △257,744         | 繰越利益剰余金        | 1,765,780        |
| <b>資産合計</b>     | <b>8,077,489</b> | <b>自己株式</b>    | <b>△374,494</b>  |
|                 |                  | 評価・換算差額等       | 16,248           |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金   | 16,248           |
|                 |                  | <b>新株予約権</b>   | <b>80,511</b>    |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>   | <b>3,049,008</b> |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>8,077,489</b> |

# 損益計算書

( 2022年10月1日から  
2023年9月30日まで )

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額        |
|--------------|------------|
| 売上           | 14,317,585 |
| 売上原価         | 8,834,818  |
| 販売費及び一般管理費   | 5,482,766  |
| 営業利益         | 4,332,106  |
| 営業外収益        | 1,150,660  |
| 受取利息         | 1,538      |
| 受取保険金        | 3,059      |
| 受助投資事業組合運用益  | 250        |
| その他          | 10,751     |
| 営業外費用        | 733        |
| 支払利息         | 5,121      |
| 支払手数料        | 2,582      |
| 支和そ          | 5,539      |
| 経常利益         | 1,693      |
| 特別利益         | 14,935     |
| 特別損失         | 1,152,057  |
| 固定資産売却益      | 5,992      |
| 関係会社株式評価損    | 281,469    |
| 貸倒引当金繰入額     | 124,744    |
| 固定資産除却損      | 53         |
| 税引前当期純利益     | 406,267    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 751,782    |
| 法人税等調整額      | 385,597    |
| 当期純利益        | △47,898    |
|              | 337,699    |
|              | 414,083    |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年11月22日

株式会社サンワカンパニー  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

|                    |       |      |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 前川英樹 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 木村容子 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サンワカンパニーの2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンワカンパニー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年11月22日

株式会社サンワカンパニー  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 前 川 英 樹

公認会計士 木 村 容 子

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンワカンパニーの2022年10月1日から2023年9月30日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実  
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該  
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指  
摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報  
告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及びEY新日本  
有限責任監査法人から受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認め  
ます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認め  
ます。

2023年11月24日

株式会社サンワカンパニー 監査役会

社外監査役(常勤) 坂 本 泰 典 ㊟

社 外 監 査 役 服 部 景 子 ㊟

社 外 監 査 役 三 村 雅 一 ㊟

以 上

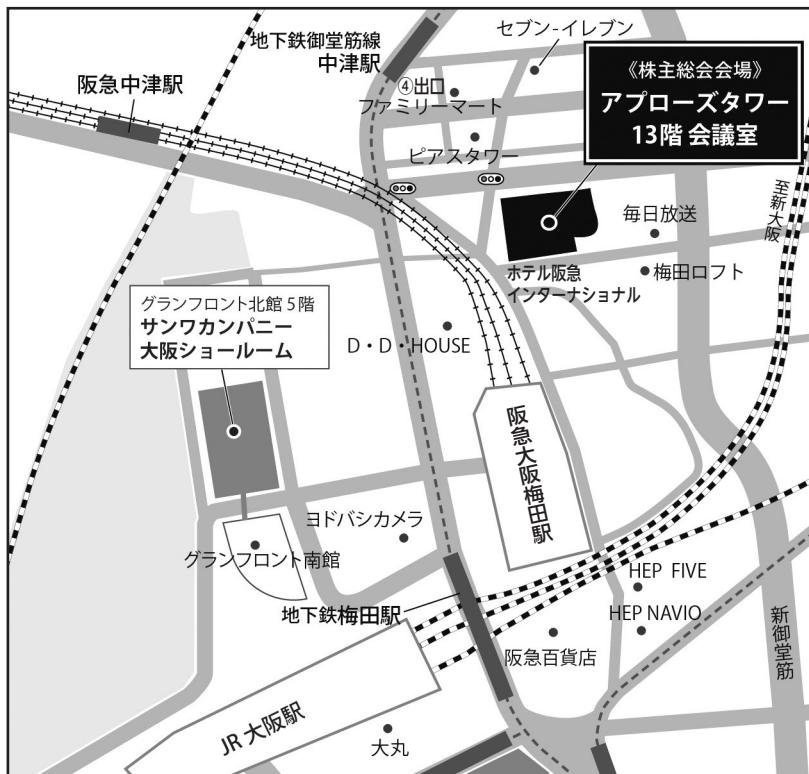






# 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市北区茶屋町19番19号  
アプローズタワー13階 会議室  
TEL 06-6377-5577



交通 阪急電車「大阪梅田」駅 茶屋町口から 徒歩約6分  
地下鉄御堂筋線「中津」駅 4号出口から 徒歩約5分  
地下鉄御堂筋線「梅田」駅 徒歩約8分  
JR線「大阪」駅 御堂筋南口から 徒歩約10分

※当会議室はホテル阪急インターナショナルと同じビルですがオフィス用エレベーターで13階までお越しく下さい。

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、公共交通機関をご利用ください。